

申告相談会場および日程が一部変更になります

平成19年2月から始まる平成18年分の確定申告相談の会場および日程が一部変更となります。これは、地区によって申告する内容や相談対象者数に違いがあり、その地区に見合った日程や職員数を考え、より申告相談を円滑に行うためのものですので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

●申告会場の変更

- ＜千畑会場＞美郷町役場 千畑庁舎 2階会議室 → 千畑庁舎 3階会議室(エレベーターをご利用ください)
- ＜六郷会場＞美郷町役場 六郷庁舎 2階会議室 → 六郷公民館 1階学習室
- ＜仙南会場＞仙南会場の変更はありません。従来どおり仙南保健センターで行います。

●日程の変更

地区によって非常に混雑したり閑散したりする期間があるため、これらを解消するために、これまで3会場ほぼ同時に申告相談を行ってきましたが、1日に受付する会場を2会場とし、1会場あたりの職員数を増員することにしました。

例えば「千畑会場と仙南会場で申告相談を行う日は六郷会場での申告相談はお休みする」といった日程になります。

詳しい日程については、広報1月号にてお知らせします。

問い合わせ 役場(千畑庁舎)税務課 ☎0187-84-4902(直通)

農業所得収支計算移行説明会を開きます

平成18年分の確定申告をもって、農業所得簡易計算が廃止され、平成19年分(平成20年2、3月申告分)の確定申告から全て収支計算による申告が必要となります。

収支計算を行うためには、収入金額や必要経費にかかる請求書、領収書の保存と日々の取引の記録(帳簿)が必要です。

スムーズに収支計算ができるように、次の日程で「収支計算移行説明会」を開きますので、ぜひご出席ください。

期 日	時 間	会 場
12月19日(火)	午前10時～午前11時30分	千畑交流センター
		六郷公民館(大ホール)
	午後1時30分～午後3時	仙南公民館(大ホール)

問い合わせ 大曲税務署 ☎0187-62-2192
役場(千畑庁舎)税務課 ☎0187-84-4902(直通)

家屋を取り壊したときは届出が必要です

次のようなことがあったときは「家屋異動届出書」を提出してください。

- ①住宅やその他の建物の全部または一部を取り壊したとき
- ②登記されていない建物の売買、相続等により所有者が変更になったとき
- ③10㎡程度の小規模の増築、改築をしたとき



●「家屋異動届出書」は税務課の窓口に着用済みですので、異動の事由が発生したときにそのつと提出してください。

●家屋に対する課税は、毎年1月1日が基準日になっていますので、年度の途中に所有者、床面積等が変更になっても1月1日の所有者、面積等に課税されます。

税務課では、土地や家屋の調査のため関係者の敷地内に立ち入ることがありますのでご協力をお願いします。

問い合わせ 役場(千畑庁舎)税務課 ☎0187-84-4902(直通)

学校給食用食材納入業者の登録について

平成19年度から学校給食に使用する食材納入を希望する業者は登録が必要になります。登録条件は美郷町内に店舗を構えていること及び指定時間内に確実に納入ができることです。

登録方法や発注形態などの詳細に関する説明会を次のとおり開きますので、納入を希望される方は説明会にご出席ください。

<学校給食用食材納入業者登録に関する説明会>

日時 ●12月20日(水) 午後1時30分～
会場 ●役場千畑庁舎 2階 224会議室



<千畑学校給食センター>

	食材部門	主な食材
1	青果部門	野菜、果物、こんにゃく、卵
2	精肉部門	豚肉、鶏肉
3	酒類部門	酒、みりん、ワイン、塩
4	ねり部門	なると、ちくわ、さつま揚げ

<仙南学校給食センター>

	食材部門	主な食材
1	青果部門	野菜、果物、こんにゃく、卵
2	精肉部門	豚肉、鶏肉
3	酒類部門	酒、みりん、ワイン、塩
4	ねり部門	なると、ちくわ、さつま揚げ

※六郷学校給食センターは今年度末で閉鎖になります。

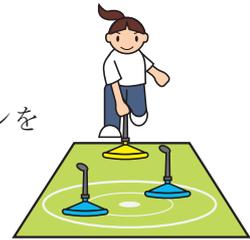


町教育委員会(千畑庁舎)学務課 学校教育班 ☎0187-84-4914

みんなで体を動かしてみませんか

ストレッチ運動と筋力トレーニングで元気に動ける身体を維持しましょう。特に高齢の方の体力低下に効果がある運動と、ユニカールなどレクリエーションを取り入れたメニューで楽しく運動ができますので、ぜひご参加ください。

日時 ●12月9日(土) 午前9時から2時間程度
会場 ●六郷体育館
講師 ●秋田県スポーツ科学センター 指導員
その他 ●参加費は無料です。動きやすい服装で、内履きをご持参ください。



町教育委員会(千畑庁舎)社会教育課 スポーツ振興班 ☎0187-84-4915

水道料金と農業集落排水施設使用料の「冬期認定期間」の取り扱いについて

水道料金と農業集落排水施設使用料は、12月から翌年3月までの4カ月間は「冬期認定期間」となり、基本料金およびメーター貸付料のみとなります。(六郷地区の下水道料金は除きます。)

このため、口座振替で納入いただいている方々につきましては、定額料金のため振替済み通知を発行しません。皆様のご理解とご協力をお願いします。(お手数でも、それぞれ通帳をご確認ください。)

なお、超過した水量の料金については4月分で精算していただくことになります。

また、この時期は、漏水等により思わぬ金額となる場合もありますので、施設の管理には十分お気をつけください。



役場(仙南庁舎)建設課 上下水道班 ☎0187-84-4910(内線 3226、3227)